

令和7年度 女性の職業選択に資する情報の公表

特定事業主名：双葉地方水道企業団

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	91.7%

※「差異」とは、以下の算出方法により算出される割合（パーセント）をいう。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の給与の一人あたり平均}}{\text{男性職員の給与の一人あたり平均}}$$

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	—%

【説明欄】

情報公表の対象となる女性職員が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得るため、2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報については公表しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	— %

【説明欄】

令和8年4月1日時点の割合。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	20.0%
本庁課長補佐相当職	9.1%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

令和8年4月1日時点の割合。

V 職員の勤務時間の状況

区分	令和7年度
内部部局等	5.8時間/月
内部部局等以外	0時間/月